

2013年4月10日

千葉大学長

齋藤康殿

### 協議申し入れ

千葉大学ユニオン第9期委員長 亀尾 浩司  
(ユニオン印)

平素よりの大学運営のご尽力に、敬意を表します。

昨年8月に改正労働契約法が成立し、今月から全面施行されました。ご承知の通り、本改正は、「労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため、有期労働契約の適正な利用のためのルールを整備するもの」(基発0810第2号)です。

また、これをうけて本年4月に改正された千葉大学の非常勤職員就業規則では、非常勤職員の「通算できる契約期間は、最初の採用日から在職期間を通算して3年に達する日とする。ただし、在職期間を通算して3年目の契約期間満了時において、勤務実績が良好であり、かつ、なお業務の都合により必要がある場合には、3年目の契約期間満了日の翌日から通算して2年に達する日を期限とする。」とされています(第5条2)。

さて、千葉大学ユニオンは、本改正に至るまでに開催された「改正労働契約法等への対応方針に関する説明会」における千葉大学からの説明、配布資料等を検討した結果、依然として様々な問題点や混乱があり、それらを踏まえた上での改善が必要であると考えます。そこで、千葉大学における有期労働契約者である非常勤職員の雇用をめぐる以下の諸点について、見解を伺うべく、協議を申し入れます。

なお、協議の日時については労使間で相談のうえ、3日以上余裕を持って決定することと、協議には少なくとも理事1名が出席されることを、お願いいたします。

#### (1) 非常勤職員等から常勤職員への採用の促進について

本学では、有能な非常勤職員等を常勤職員へ登用するために、「勤務経験のある非常勤職員等を常勤職員として採用するための試験」が行われております。しかし、この試験によって非常勤職員等から常勤職員に採用された者の数は少数にとどまっており、採用枠を拡大すべきだとの声が、千葉大学ユニオンに寄せられております。

そこで、この試験の出願者数、採用者数、および合格率を、お示し下さい(過去10年分程度)。また、この試験による採用者数を今後さらに増加させ、有能な非常勤職員等をこれまで以上に積極的に常勤職員として登用するような具体的方策を考えることについて、ご見解をお聞かせ下さい。

## (2) 非常勤職員の契約の更新回数の上限撤廃について

国立大学の非常勤職員の契約期間は、「採用日の属する事業年度の範囲内」とされるのが通常ですが、契約の更新回数については大学によって差があり、なかには更新回数の上限を撤廃した大学もあります。たとえば、佐賀大学では 2009 年度から、また徳島大学でも 2013 年度から、非常勤職員の契約の更新回数の上限を撤廃したことが、既に報道されております。

そこで、千葉大学ユニオンは、施行された改正労働契約法の本来の趣旨に則り、千葉大学も更新回数の上限を撤廃した他大学にならうべきだと考えますが、このことについて、ご見解をお聞かせ下さい。また、もしも更新回数の上限を撤廃することが千葉大学ではできないとされる場合は、そのできない理由をお聞かせ下さい。

## (3) 通算できる契約期間の変更について

上記 (2) に関連して、もしも更新回数の上限を撤廃することが千葉大学ではできないとされる場合、本年 4 月 1 日付けで改正された非常勤職員就業規則第 5 条 2 を、以下のよう

に再改正することについて、ご見解をお聞かせ下さい。  
「通算できる契約期間は、最初の採用日から在職期間を通算して 5 年に達する日とする。」

なお、鳥取大学、大阪教育大学、名古屋大学、香川大学など他の国立大学では、それぞれの就業規則において、「有期契約職員」または「非常勤職員」または「パートタイム勤務職員」が在職できる期限を 5 年としております(千葉大学ユニオン調べ、2013 年 1 月時点)。こうした再改正を千葉大学で実施できない理由がもしあるとすれば、それも併せてお示し下さい。

## (4) 近隣の教育研究機関との職場の相互異動システムの構築について

今回の非常勤職員就業規則改正に至った法改正に従う必要のある教育研究機関は、千葉県内だけでも千葉大学のみではないと考えられます。

そこで、上記 (2) に関連して、もしも更新回数の上限を撤廃することが千葉大学ではできないとされる場合、千葉大学での通算契約期間が 5 年に達した非常勤職員のうち希望する者が、これら近隣の教育研究機関(例：国立歴史民俗博物館、木更津工業高等専門学校、放送大学学園など)で雇用されるよう、千葉大学がこれら機関と非常勤職員の職場の相互異動に関する協定等を結ぶことについて、ご見解をお聞かせ下さい。なお、千葉大学ユニオンは、これにより、各機関としても教育研究機関ならではの業務に通じた者を活用できるメリットがあると考えております。

## (5) 非常勤講師の契約の更新回数について

本年 4 月 1 日付けで改正された非常勤職員就業規則では、非常勤講師についても更新回

数の上限が新たに設定されました。しかし、非常勤講師についてはこれまでどおり更新回数  
の上限を設定しない、としている国立大学もあることが、既に報道されています（たと  
えば、東大、一橋大、東京外大、東京芸大、東工大、東京学芸大など）。

そこで、上記（2）に関連して、もしも更新回数  
の上限を撤廃することが千葉大学ではでき  
ないと思われる場合、非常勤講師についてのみ旧年度までと同様に更新回数  
の上限を設定しないよう、本年4月1日付けで改正された非常勤職員就業規則を再改正することにつ  
いて、ご見解をお聞かせ下さい。

また、こうした再改正を千葉大学で実施できない理由がもしあるとすれば、それも併せ  
てお示し下さい。

(6) その他

以上